

近江八幡市議会訓令第 6 号

近江八幡市議会議長交際費の支出及び公表に関する規程を次のように定める。

平成 23 年 7 月 29 日

近江八幡市議会議長 橋 博

近江八幡市議会議長交際費の支出及び公表に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、近江八幡市議会議長交際費（以下「議長交際費」という。）の適正かつ公正な執行を図るため、その支出及び情報の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(議長交際費)

第 2 条 議長交際費とは、議長等が近江八幡市議会を代表し、対外的活動をするために必要と認める場合に、予算の範囲内で支出する経費をいう。

(議長交際費の支出)

第 3 条 議長交際費の支出については、その相手方や内容が相当であり、社会通念上妥当と認められる範囲において行うものとする。

(支出区分)

第 4 条 議長交際費の支出区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 慶 祝 祝賀会やお祝い等に係る経費
- (2) 弔 慰 市政、市議会関係者及びその親族等の葬儀等における香典、供花等に係る経費
- (3) 会 費 会費を必要とする会合等への参加等に係る経費
- (4) 渉 外 イ 他の自治体、議会又は各種団体への視察、訪問又は折衝の際の土産に係る経費
ロ 友好都市等への訪問若しくは受入れ又は国内外からの公式訪問の際の記念品又は飲食に係る経費
- (5) その他 前各号に掲げる支出区分以外で市政又は市議会運営に資するための経費

(支出基準)

第5条 前条に規定する支出区分における一般的な支出金額の基準は、別表第1又は別表第2のとおりとする。

(議長交際費の公表)

第6条 議長交際費の公表は、次に掲げる事項について個人情報に関わる部分を除き、毎月当月分を翌月末までに近江八幡市議会のホームページに掲載するとともに議会事務局において閲覧に供することにより行う。

- (1) 支出日
- (2) 支出区分
- (3) 支出内容
- (4) 支出先
- (5) 支出金額又は支出品目

(議長交際費の見直し)

第7条 議長は、議長交際費の支出内容又は金額等が市民感覚と合致したものになるよう、社会経済状況の変化等に十分配慮し適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この規程は、平成23年8月1日から施行し、平成23年4月1日以後に支出のあったものから適用する。

別表第 1（第 5 条関係）

一般的な支出金額の基準

支出区分	支出の内容等	金額等
慶 祝	イ 総会、大会、行事、祝賀会等（市政の振興に関わりのある団体及び個人）	5,000円以内
	ロ 起工、竣工、開所式又は叙位、叙勲等の受章祝い	清酒 2 本程度
	ハ 激励（全国大会等への出場）	5,000円以内
弔 慰	別表第 2 に定める弔慰基準による。	
会 費	会費を要する会合、懇親会等への参加に係る経費	会費相当額
渉 外	イ 他の自治体や議会、各種団体への視察、訪問又は折衝の際の手土産	3,000円程度
	ロ 友好都市等への訪問若しくは受入れ又は国内外からの公式訪問の際の記念品又は飲食に係る経費	社会通念上妥当と認められる範囲内
その他	イ 協賛金	協賛広告料相当額
	ロ その他、市議会運営上必要な交際に要する経費として議長が定めるものの	社会通念上妥当と認められる範囲内

別表第2（第5条関係）

議長交際費の弔慰基準

対象者		関係	香典	供花等
市議会議員	現職	本人	3万円	檜1対又は生花
		配偶者、実父母 又は子	1万円	檜1対又は生花
		同居の義父母	1万円	檜1対又は生花
	元職	本人	1万円	檜1対又は生花
国会議員	現職（県内選出）	本人	2万円	－
県議会議員	現職（選挙区選出）	本人	1万円	檜1対又は生花
市特別職	現職	本人	2万円	檜1対又は生花
友好都市等 の長又は議 長	現職	本人	2万円	－
その他	他市の状況、行政側の対応を考慮し、均衡を失しない範囲で、その都度議長が定める。			

備考

- 1 市特別職は、市長、副市長、教育長、総合医療センター事業管理者又は代表監査委員とする。
- 2 香典又は供花等の表記は、近江八幡市議会とする。